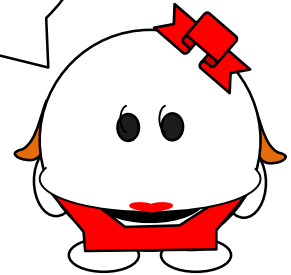
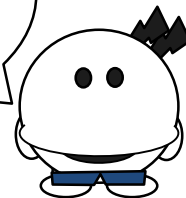


1 超過勤務命令の上限規制ってどういうこと？

働き方改革の一環として、関係訓令が改正され、平成31年4月1日以降、**自衛官以外の職員**の超過勤務は、原則として45時間/月、360時間/年の範囲内で必要最小限※とするようになったんだ。

あなた、夕食を一緒に作りましょ♡

パパ、早く帰って来れるんだね。僕、一緒にゲームしたい。



※大規模震災対処等の重要な業務や緊急に処理する業務に従事する場合等、特例はあります。また、国会対応や重要施策起案部署等の他律的業務を担当する部署においては、超過勤務の上限時間は異なります。（細部は、管理者用に記述）



自衛官は？

自衛官は、健康管理やワークライフバランス等の観点から、**部隊等の実情に応じて、超過勤務の縮減に向けた対策を段階的に導入するなど、日課を超える勤務時間外の勤務の縮減に努める**ことになったよ。また、自衛官については、今から2年以内を目途に関係訓令が改正される予定だよ。

2 留意すべき事項

以下の事項が心掛けるポイントになるんだろうね。

- ・ 計画的な業務の実施及び業務の処理要領の見直しについて、上司と相談
- ・ 超過勤務の予定を事前に上司へ報告するとともに、所要見込み時間と異なる場合、上司に事後報告
- ・ 超過勤務が連続した場合の健康管理
- ・ 大規模震災対処等の際は、超過勤務時間の上限は適用しないことを理解